

鳥取県訓令第9号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前					
(返戻) 第7条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該該当することとなった日から7日以内に、所属の長へ被服を返戻しなければならない。 (1) 略 (2) 使用者が退職し、休職し、専従休暇の承認を受け、又は出向、配置換若しくは転職を命ぜられる等により被服の交付を必要としない事由が生じたとき。					(返戻) 第7条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該該当することとなった日から7日以内に、所属の長へ被服を返戻しなければならない。 (1) 略 (2) 使用者が退職し、休職し、専従休暇の承認を受け、又は出向、配置換若しくは転職を命ぜられたとき。					
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）					
被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考	
略					略					
循環型社会推進課	一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の立入	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） 安全靴	1 1 1 1	36 36 36 36		循環型社会推進課	一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の立入	1 1 1 1	36 36 36 36	
	検査の業務に従事する職員				くらしの安心推進	計量担当の職員のうち計量器等の検査の業務に従事	1	60		
						作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） 安全靴	2 2 2 1	60 60 60 48		

略				
公園 自然 課	自然環境保	作業服(上衣)	2	60
	全担当及び自	作業服(夏上衣)	2	60
	然公園担当の	作業服(スポン)	2	60
	職員のうち常	キャラバンシューズ	1	36
	時現地で業務	ヤッケ	1	36
に従事する職	防寒服	1	60	
員				
砂丘 事務 所	常時現地で	作業服(上衣)	2	60
	業務に従事す	作業服(夏上衣)	2	60
	る職員	作業服(スポン)	2	60
		作業服(夏スポン)	2	60
		作業服(ベスト)	2	60
		防寒服	1	60
		防寒スポン	1	60
		トレッキングシューズ	1	36
		ヤッケ	1	36
		ゴム製半長靴	1	60
くら しの安 心の職 員	作業服(上衣)	2	60	
	作業服(夏上衣)	2	60	
	作業服(スポン)	2	60	
	安全靴	1	48	
のうちの計量器 等の検査の業 務に従事する 職員				
略				
森 林 業 室	常時現地で	作業服(上衣)	2	60
	業務に従事す	作業服(夏上衣)	2	60
	る職員	作業服(スポン)	2	60
		ヤッケ	1	36
		キャラバンシューズ	1	36
八頭 総合 事務 所	1 農林局農	作業服(上衣)	2	60
	業振興課の	作業服(夏上衣)	2	60
	職員(地域	作業服(スポン)	2	60
	整備室の職	ゴム製半長靴	1	36
	員を除	雨合羽	1	36
	く。)のう	防寒服	1	36
	ち常時現地 で業務に従			

略				
公園 自然 課	自然環境保	作業服(上衣)	2	60
	全担当及び自	作業服(夏上衣)	2	60
	然公園担当の	作業服(スポン)	2	60
	職員のうち常	キャラバンシューズ	1	36
	時現地で業務	ヤッケ	1	36
に従事する職	防寒服	1	60	
員				
林政 課	常時現地で	作業服(上衣)	2	60
	業務に従事す	作業服(夏上衣)	2	60
	る職員	作業服(スポン)	2	60
		ヤッケ	1	36
		キャラバンシューズ	1	36
森 林 保 全 課	常時現地で	作業服(上衣)	2	60
	業務に従事す	作業服(夏上衣)	2	60
	る職員	作業服(スポン)	2	60
		ヤッケ	1	36
	キャラバンシューズ	1	36	
八頭 総合 事務 所	1 農林局農	作業服(上衣)	2	60
	業振興課の	作業服(夏上衣)	2	60
	職員のうち	作業服(スポン)	2	60
	常時現地で	ゴム製半長靴	1	36
	業務に従事 する職員	雨合羽	1	36

	事する職員				
	略				
	5 所長、局長及び農林局林業振興課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	略			
	6 略				
中部	略				
総合事務所	11 農林局模基盤整備室の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	略			
	略				
総合療育センター	2 医長及び医師の職務に従事する職員	白衣 白衣(半袖) 白衣(スボン)	2 1 2	24 24 24	
	略				
	4 理学療法士の職務に従事する職員	白衣 白衣(半袖) トレーニングパンツ 布製短靴	2 2 2 1	24 24 24 24	
	5 作業療法士、言語聴覚士及び臨床心理士の職務に従事する職員	トレーニングシャツ トレーニングパンツ 布製短靴	2 2 1	24 24 24	
	略				
	7 衛生技師の職務に従事する職員	白衣 白衣(半袖) 白衣(スボン)	2 2 2	24 36 24	
	8 薬剤師の職務に従事	白衣 白衣(半袖)	2 2	24 36	

	略				
	5 所長及び農林局林業振興課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	略			
	6 略				
中部	略				
総合事務所	11 農林局大規模基盤整備室の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	略			
	略				
総合療育センター	2 医長及び医師の職務に従事する職員	白衣	2	24	
	略				
	4 理学療法士、作業療法士及び理学療法士の職務に従事する職員	白衣 白衣(半袖) トレーニングパンツ 布製短靴	2 2 2 1	24 36 60 24	
	5 言語聴覚士及び臨床心理士の職務に従事する職員	トレーニングシャツ トレーニングパンツ 布製短靴	2 2 1	60 60 24	
	略				
	7 衛生技師の職務に従事する職員	白衣 白衣(半袖)	2 2	24 36	
	8 薬剤師の職務に従事	白衣 白衣(半袖)	2 2	24 36	

	する職員	白衣(スボン)	2	24	
略					
略					
家畜保健衛生所	1 衛生指導 担当及び防疫担当の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	略			
略					
略					
水産試験場	1 略				
	2 第1鳥取丸の乗組員	作業服(上衣)	2	24	
		作業服(夏上衣)	2	24	
		作業服(スボン)	2	12	
		防寒服	1	36	
		防寒スボン	1	36	
		雨合羽(上衣、スボン及び頭巾)	1	12	
		ゴム製半長靴	1	12	
		作業帽	1	12	図9のとおり
	3 生産技術室及び増殖技術室の業務に従事する職員	白衣	2	60	
		作業服(上衣)	2	60	
		作業服(夏上衣)	2	60	
		作業服(スボン)	2	60	
		ゴム製半長靴	1	36	
とっとり県立生涯学習センター	常時現地で業務に従事する職員	トレーニングシャツ	2	24	
		作業服(スボン)	2	60	
		ゴム製半長靴	1	36	
		ゴム製半長靴	1	36	
略					

	する職員				
略					
略					
家畜保健衛生所	1 衛生指導 係及び防疫係の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	略			
略					
略					
水産試験場	略				
	2 第1鳥取丸の乗組員	作業服(上衣)	2	24	
		作業服(夏上衣)	2	24	
		作業服(スボン)	2	12	
		防寒服	1	36	
		防寒スボン	1	36	
		雨合羽(上衣、スボン及び頭巾)	1	12	
		ゴム製半長靴	1	12	
		作業帽	1	12	図9のとおり
栽培漁業センター	生産技術室及び増殖技術室の業務に従事する職員	白衣	2	60	
		作業服(上衣)	2	60	
		作業服(夏上衣)	2	60	
		作業服(スボン)	2	60	
		ゴム製半長靴	1	36	
とっとり県立生涯学習センター	常時現地で業務に従事する職員	トレーニングシャツ	2	24	
		作業服(スボン)	2	60	
		ゴム製半長靴	1	36	
		ゴム製半長靴	1	36	
略					

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。